

令和6年1月12日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1. 参加資格停止処分決定の理由等

(株)久米設計の九州支社長等が、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札に関し、公契約関係競売入札妨害等の疑いで令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。

2. 入札参加資格停止措置

資格停止業者：株式会社久米設計 中部支社

執行役員支社長 堀田 隆文

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号大東海ビル内

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第15号）別表第2第4号の規定に基づき、令和6年1月12日から令和6年10月11日まで（9か月）の参加資格停止と決定した。

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 次のア、イ又はウに掲げる者が競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10月以上12月以内</p> <p>7月以上9月以内</p> <p>4月以上6月以内</p>